

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
二十 二	發	發	振	額	最	払	發	用	省
の經利	行	替	低	込	行	行	振	の法	平
払過	行	單	額	金	面	方	替	律發	成
込利	価		金	額	額		法	號名	令
み子	率		金	額	額		適	及	債
格	日		金	額	額		そ	び	務
位			金	額	額		拠	記	省
(一) 年額	平	す額	の振	五四	額	い募	の定	社	利付
額に	〇	面成	るの記替	万十	面	に集	以	債	國庫
各・	各	・金	。整載法	円一	金	振	下	債	債券
募集	募	一額	數又の	億額	よ取	適	「平成	、株式	財務
加え、	集	百	倍は規	るる	替	「振	十三年	等の振替	大臣
取扱機	パ	セ	の記定	で四	機	機	法律	法	麻生
次	ン	セ	金録に	百九	百九	関	第	（平成	太郎
の算式	ト	ン	によ	十一	十八	に日本	四十六	十五年）	（第百
は、	き	ト	るに	十八	万六	銀	第	号）	二
により	百	百	よる振	十八	千十	行と	四		
算	円	円	替も	万八	万円	する。	十六		
金	十	十八	の面	八十	円	。そ	十六		
	錢		簿			取扱	三		

出し。期日払い込むものと規定する。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{16}{365}$$

(二)

規下は払し払平定、期た期成を所はしは又いだ十かのれに中れに發行時において、その
額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$ す次そが金と二控得外た、はてし・ら算る係る所の口座に記載して又は、その
る号の銀額し十除税國金額前記(一)の算式により算出は、前記(一)の算式により算出は、
の期及翌行を、七すの法額に該國債を乗じた金額に百分の口座に記録され、
日び當休支次年る税率が當該法人である非居住場所に記録され、
に第業業払の十二とが適用を受ける者に該國債を乗じた金額に百分の口座に記録され、
つ十日日う算二とを適用が適用を受ける者に該國債を乗じた金額に百分の口座に記録され、
い五にに。式月が乗じた金額に百分の口座に記録され、
て号支当たに二でじを受ける者に該國債を乗じた金額に百分の口座に記録され、
同に払ただよ十きたを受ける者に該國債を乗じた金額に百分の口座に記録され、
じおうるしり日る金額に百分の口座に記録され、
いへと、算を。額け者算合住に(一)の金額に百分の口座に記録され、
て以き支出支くる又出に者おた二額(一)の金額に百分の口座に記録され、

十
八
十
七
十
六
五

払
込
期
日
払
場
所
支
元
利
金
額
償
還
金
限

平
成
二
十
七
年
七
月
六
日
日
額
本
銀
行
百
円
面
金
額
成
三
子
十
二
年
六
う
月
き
百
円
利
子
を
支
払
う
。
二
支
払
。